

第5回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第5回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 5月15日(木) 午後1時30分開会・午後4時15分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 20名 欠席 1名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ糸	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子	×		委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	谷本 忠広			
	参 事	久堀 修二		事務局	柴田 一人			
	事務局	寺谷 敦						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 議 長、副 議 長 の 選 任 報 告 ・ 紹 介
- 4 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

5 . 議 事

報 告 事 項

報 告 第 11 号 委 員 の 変 更 に つ い て

協 議 事 項

(協 議 ・ 確 認)

協 議 第 3 号 の 3 新 町 の 名 称 に つ い て (継 続 協 議)

(追 加 提 案)

協 議 第 3 号 の 4 新 町 の 名 称 に つ い て

協 議 第 19 号 農 林 水 産 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 20 号 商 工 観 光 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 21 号 建 設 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

(提 案)

協 議 第 22 号 新 町 ま ち づ くり 計 画 に つ い て

協 議 第 23 号 使 用 料 ・ 手 数 料 等 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 24 号 環 境 衛 生 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 25 号 上 水 道 ・ 簡 易 水 道 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 26 号 下 水 道 ・ 集 落 排 水 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

(追 加 提 案)

協 議 第 2 号 の 1 合 併 の 期 日 に つ い て

確 認 事 項

第 6 回 合 併 協 議 会 開 催 日 程 等 に つ い て

- 6 . 閉 会

第5回 南部町・南部川村合併協議会

日時 平成15年5月15日 午後1時30分

場所 南部川村保健福祉センター 2階 プララホール

事務局 皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただいまから第5回南部町・南部川村合併協議会を開会させていただきます。

今回両町村選出の合併協議会委員の交代がありました。前回まで協議会議長を務められました玉井委員さんが代わられていますので、議長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます事務局の です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良南部川村長からごあいさつを申し上げます。会長、よろしくお願いいたします。

山田会長 あいさつを申し上げる前に、新しく委員を委嘱申し上げることになっておりますので、ただいまからその委嘱状をお渡しいたします。

山中邦夫殿、南部町・南部川村合併協議会委員を委嘱します。

平成15年5月15日、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。よろしくお願いいたします。

中本エミ子様、南部町・南部川村合併協議会委員を委嘱します。

平成15年5月15日、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。よろしくお願いいたします。

2、4、6と飛び石で休みながらの協議会になりますが、5月で、きょうで何回になるのかな、とにかくご出席いただきましてありがとうございます。ただいま、新しく委嘱を申し上げた委員さん方、よろしくお願いいたしますとともに、その前に先の南部町議会議員の選挙で、新たにご当選されました町議会の皆さんにご当選のお祝いを申し上げます。

今日は、会議次第をお願いをしてありますように、報告、それから協議事項として確認4件と提案が5件と確認事項が1件であります。この中で、報告協議の新町の名称について継続協議されておったことにつきまして、新町の名称の専門委員会がたびたび開催されまして、その結果について専門委員会の委員長さんから報告をしていただけることになってございます。この専門委員会は6回に及ぶ会議を重ねてくださいまして、そして結論を出してくださったわけではありますが、委員の皆さんも大変ご苦勞であったわけなんです、わけても委員長である立田委員長さんには、大変難しい協議事項を円満にまとめてくださいましたそのご努力とご苦勞に対しまして、心から敬意を表し、感謝を申し上げておきたいと存じます。ご苦勞さまでございました。

今日は、その委員長報告に基づいて当協議会で検討の上、決定していただきたいと思います。それから、最後の確認事項の中ですが、合併の期日のことでありますが、今までは平成17年3月31日までとしていますけれども、目標としては平成16年10月1日を目標とする委員会の共通認識ということでされてきておりましたが、重要事項の協議も進行してきていることにかんがみまして今後のスケジュールのこともありますので、この際、この辺で確定をしていただければなと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

そのほかの協議につきましては説明を申し上げますので、いつものとおり慎重にご審議を賜りまして、当合併協議が進行できますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それから、4月1日付で和歌山県より参事として久堀修二さんが当協議会事務局の方に派遣されておりますので、ご紹介申し上げます。

(拍手)

事務局 それでは、引き続きまして会議次第の3、議長副議長の選出に移りたいと思います。議長、副議長の選出につきましては、南部町・南部川村合併協議会規約第9条第2項の規定により、議会の議員である委員の互選により選出することとなっております。

選出に当たっては、本会議の前に議会の議員である委員の皆様にも選考会議を開いていただいております。それでは、選考の結果につきましてA委員さんよりご報告いただきたいと思います。

A委員 Aでございます。それでは、選任報告をいたします。先ほど両町村の2号委員である議会議員6人で慎重審議の結果、南部町・南部川村合併協議会の議長には、南部町議会議長の井上光博様が、副議長には南部川村議会議長の中家克己様が選任されましたことをここに報告いたします。

事務局 ありがとうございました。ただいま、報告がございましたとおり、議長には南部町議会議長の井上委員さん、副議長には南部川村議会議長の中家委員さんが選出されました。ここで改めて満場一致の拍手をいただきたいと思います。

(拍手)

事務局 ありがとうございました。それでは、井上議長さんにつきましては、恐れ入りますが、前の議長席までご移動をお願いいたします。

それでは、これより会議の進行を議長さんにバトンタッチいたしたいと思います。井上議長さん、よろしく願いいたします。

井上議長 皆さん、どうもこんにちは。ただいま、議長に選出をされました南部町議会の井上でございます。今回、合併協議会の議長という大役を仰せつかったわけではありますが、正直申しまして、私自身今回初めてこういう協議会に参加をさせていただきました。その中で、南部川村議長の先輩であります中家さんという思いもあったわけではありますが、協議会の方でお互いに役割分担というような申しあわせもあるようでして、そういう形の中でいろいろと議事進行については、皆

さん方に経験の浅い私でございますので、ご迷惑をかけることも多々あるかと思いますが、その点は予めご理解をしていただけたらなという思いであります。

そして、この合併協議会ということについてであります。これはこの地域全体の将来にとって最善の道を探るため、それぞれの地域から選出された私たち委員がお互いの立場を理解しながら、胸襟を開いて話し合いを深め、委員として最大限の努力をしてみたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

また、議事進行につきましては、先ほども申し上げましたように、皆様方のご協力を切にお願いを申し上げる次第であります。

それでは、早速であります。次第に従いまして議事を進めてまいりたいと、このように思います。

ただいまより、第5回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。ただいまの出席議員は20人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

本日の会議録署名議員はB委員さん、C委員さんをお願いをいたしたいと思います。

では、議事に入ります。

初めに、議事の報告事項で報告第11号の委員の変更についてを事務局より説明をしていただきます。

よろしく申し上げます。

小谷事務局長 本日の会議資料の1ページをお願いいたします。

報告第11号 委員の変更について。

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成15年5月15日報告、南部町・南部川村合併協議会会長ということで、委員の変更について。

旧委員、南部町2号委員、玉井尚様。

南部町2号委員、宮崎常二様。

南部川村4号委員、永井俊子様。

以上のお三方がかわられてございます。

新委員としましては、南部町2号委員、井上光博様。

南部町2号委員、山中邦夫様。

南部川村4号委員、中本アミ子様でございます。

南部町・南部川村合併協議会規約第7条第2項の規定により、会長より選任をされましたので、ここにご報告を申し上げます。

井上議長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局より報告第11号の委員の変更についての説明がございました。それでは、新しく委員のメンバーに加わっていただきます委員さん方に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

まず、それでは山中さんから。

山中委員 山中でございます。どうかよろしく願いいたします。

この合併協議会はずっと傍聴させていただいていましたが、この席に座ることになるとは思ってもいませんでしたが、どうかよろしく願いいたします。

(拍手)

中本委員 南部川村清川から参りました。南部川村の連合婦人会の大役を仰せつかりましたので、この協議会に参加させていただくことになりました。何もわからない私ですが、どうか皆さん、よろしく願いいたします。

(拍手)

井上議長 以上をもちまして、報告事項について終わりたいと思います。

引き続きまして、 の協議事項に移らせていただきます。

第1回から第4回までの協議会において提案されました4項目の協議事項について協議を行います。

では、第1回協議会で提案され、専門委員会に付託されておりました協議第3号の3 新町の名称についてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 会議資料の2ページをお願いします。

協議第3号の3 新町の名称について(継続協議)。

新町の名称について継続して提出する。

平成15年度5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

新町の名称について。

新町の名称に関する専門委員会より別紙のとおり報告するというので、机の上に置かせていただいております左上に資料1と書いた資料をお配りさせてもらっております。新町の名称に関する専門委員会報告第3号についてということで、専門委員会委員長立田圭一郎さんより、合併協議会の会長あてに報告がございます。

以上でございます。

井上議長 ただいま、事務局から説明をいたしましたとおり、協議第3号の3については、専門委員会からの報告であります。新町の名称に関する専門委員会の報告を求めます。

立田委員長さん、よろしく願いいたします。

立田委員長 報告をさせていただきます。

一昨日の新町の名称に関する第5回、最終の専門委員会の協議内容につきまして、ただいまよりご報告を申し上げます。

このことにつきましては、既に新聞報道がなされておりますので、皆さん方にはおおむねご承知おきいただいていることと思います。私ども専門委員会も今回をもって5回となりましたが、過去いたずらに回を重ねたわけではありませんが、その都度案件を処理しながらも、名称選定は合併の最重要項目であるという認識のもとに、慎重に、しかもより多くの人たちのご意見を拝聴し、それを参考にして判断し協議を進めたいという専門委員の共通認識でありまして、多分の時間を経過いたしました。いつまでも先送りすることができません。本日、この専門委員会で名称候補の選定を目標としてこれからの協議を進めたいということで一致しました。

また、最終案選定案を決定するに当たっては、漢字「南部」、平仮名「みなべ」のどちらにも尊重すべき理由があります。どちらがよいというわけにはいかないが、どちらかを選択しなければなりません。まさに苦渋の選択となりますが、南部町と南部川村は当初から仲よし合併を目指しているということを念頭に置いて、総合的に判断した協議をお願いいたしました。2度の休憩を挟んだ約3時間にわたる協議の内容につきましては、詳細な意見を含めて別紙に載せておりますので、ごらんくださればわかりいただけるかと存じます。

したがって、私のこれからの報告は、協議の流れに沿って整理と確認に絞って申し上げます。

まず、先のアンケートの集計結果についての協議では、名称選定はアンケートの結果を参考にして専門員会で選定するという当初からの態度でありましたので、再度の住民アンケート等は実施しないということで確認ができました。

次に、新町の名称の最終確認はあくまでも協議会ではありますが、専門委員会の責任として新町名称候補を絞り込むに当たっての合意形成の方法としては、円満な合併である趣旨から挙手採決や投票は行わず、委員の意思表示に対するお互いの理解のもとに選定していくことを確認いたしました。

いよいよ名称候補を絞り込む段階になりますと、二者択一の難しさ、苦渋の判断、沈黙の続く場面、また意見の表出。まさに苦悩の選択の時来るの感がありましたが、互譲の精神と円満な合併という大義のもとに、次第に委員の皆さん方の意思表示が進み、専門委員会として最終選定候補を平仮名の「みなべ町」で合意が確認されました。

なお、漢字「南部」が良いとされた多くの方々の意に沿うことができませんでしたが、専門委員といたしましては、終始真摯に精神誠意を尽くした協議の結果であるにご理解いただいてご納得賜りたい、そのようお願い申し上げたいと思います。

それでは、最終選定案を提出いたします。

新町の名称、平仮名表記で「みなべ町」。選定の理由、「みなべ」の名称は南部町と南部川村の両町村名に含まれた呼称であり、本地域を総称した呼び名である。「みなべ」の名称は新町の名称に関する住民アンケートの集計結果で該当数 35.14%と最多の回答数である。「みなべ」の名称は南部町と呼称が同じではあるが、平仮名にすることにより、新しい名前となり新たなスタートによ

る両町村住民の一体感を醸成できる。「みなべ」の名称はわかりやすく、使いやすく、優しい印象を与え、初めての人へも理解されることから、地域の知名度を高め、産業・観光振興への寄与が望める。

付記として漢字の「南部」について。

「南部」の名称は奈良時代 734年の木簡に「紀伊国日高郡南部郷」の文字が見られ、また1240年の高野山文書には、紀伊国の「南部荘園」という名称が見られることから、長い歴史の中で継承されてきた名称であります。当地域の地名等においても南部平野、南部梅林、南部川、南部湾、南部谷と数多く使用され、自治体においても「南部町」「南部川村」としてその文字が選定されています。この意味からも、私たちは表意文字である漢字の南部の名称を何らかの形で次世代へ引き継ぐ義務があることから、新町においても歴史ある名称への配慮を望むものであります。

以上、ご報告申し上げまして、本会におきましてどうかよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

井上議長 ありがとうございます。専門委員会の報告は一昨日開催されました第5回新町の名称に関する専門委員会での協議経過報告と専門委員会で決定した新町名称の報告でありました。

ここで、各委員さんのご意見、ご発言をお願いいたしたいと思います。

何か、ご発言、ご意見、ありませんか。それでは、よろしゅうございますか。

特に、ご意見もないようですので、それでは、新町の名称に関する専門委員会の報告を受けて、事務局から追加議案を提案されています。

どうぞ、配付をお願いします。

それでは、お諮りをいたします。日程に、協議第3号の4、新町の名称について追加をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

井上議長 はい、異議なしと認めます。

それでは、協議第3号の4、新町の名称についてを議題といたします。

事務局より説明をいただきます。

小谷事務局長 ただいま、皆様方のお手元にお配りをさせていただきました協議書でございます。協議第3号の4、新町の名称について(継続協議)。

新町の名称について継続して提出する。

平成15年5月15日提出、南部町南部川村合併協議会会長。

新町の名称について。

新町の名称は「みなべ町」とする。平仮名表記でございます。

以上でございます。

井上議長 ただいま、事務局から説明をいたしました協議第3号の4、新町の名称についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。

ご意見、ご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

特にご意見もないようですので、協議第3号の4、新町の名称については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 ありがとうございます。協議第3号の4、新町の名称については原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第19号 農林水産業関係事業の取り扱いについてのご協議をお願いします。事務局より説明します。

小谷事務局長 恐れ入ります、前回第4回の合併協議会でお配りさせてもらった資料になります。

前回、第4回目の資料の14ページ以降でございます。左方に協議第19号とある分でございます。農林水産関係事業の取り扱いについて提出するというので、前回提出をさせてもらっております。中身の詳しいことにつきましては、15ページ以降で説明をさせていただきます。

15ページ、各種農業団体との関係でございますけれども、調整の方針としまして農業(農林業)振興協議会については、新町において新たに設置する。右側に具体的な調整内容を載せてございます。農業(農林業)振興協議会については、新町農業者のリーダー組織と位置づけ、組織体制、活動内容については新町において調整をするということで、調整案を出させてもらっております。

この表の中身につきましては、現在の南部町の農業振興協議会、それから、南部川村の農林業振興協議会の中身でございます。行政のかかわりとか、団体の概要等を載せてございます。

続きまして、16ページには、今申し上げました農業、農林業振興協議会の構成組織、各町村を並べた表でございます。南部町には、南部町4Hクラブ連絡協議会、農業士会、南部町生活研究グループ、地域リーダー協議会、ハッピーライフ推進協議会がございます。南部川村の方では、南部川村梅郷クラブ、農業士会、南部川村生活研究グループ連絡協議会、若葉グループ、果樹研究会、野菜研究会、青年農業経営者協議会、林業研究会がございます。これらにつきましては、いずれも任意の団体でございますけれども、一応農林業振興協議会の中に下部組織として所属したような形となっております。これが、団体の状況でございます。

続きまして、17ページ、まちづくり活動団体の支援でございますけれども、調整方針案、農業関係団体への支援及び補助においては、新町において調整をするという調整案を出させてもらっております。南部町では梅の里村づくり塾がございます。南部川村の方には、梅の里源蔵塾というのがございます。これらの塾につきましては、新町において調整を進めていこうという案でござい

す。

続きまして、18ページでは梅関係の団体でございます。調整の方針としましては、梅振興事業については新町において引き続き実施する。梅振興団体への補助金、組織については新町において調整する。右下に四角で囲んでおります具体的な調整内容を申し上げますと、梅産業を取り巻く状況は厳しくなっているため、これまでどおり支援していく方向で調整していかなければならないが、課題は多く早急に対応が必要であり、関係者や団体の協力が必要である。新町において梅に関する組織の見直しを検討し、補助基準の見直しを図るということで、関係団体が4つございます。紀州梅の会、紀州梅干しPR推進委員会、市町村梅対策協議会、南部郷梅対策協議会、この4団体がございますけれども、いずれも新町に引き継ぐという案にさせてもらっております。

18ページでは紀州梅の会の状況、19ページには紀州梅干しPR推進委員会の状況を載せております。

20ページには南部郷梅対策協議会、それと梅生育不良特別対策部会、これらの状況を載せてございます。

なお、21ページには市町村梅対策協議会、目的とか組織等団体についての内訳を載せてございます。

以上、4団体はいずれも新町に引き続いてやっていこうという案でございます。

続きまして、22ページでは地元分担金関係でございます。調整方針の案としまして、土地改良事業のうち継続事業については、現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整をする。右端の四角の中程に調整方針案がございます。必要に応じ事業実施をしていく。地元負担率は事業要項に準じるものとするが、上限を3割とするということで、地元分担金は3割以下ということで、これらについては両町村相違はございません。

23ページに移りまして、ここの調整方針案、ちょっと読んでみますと、必要に応じ事業実施していく。地元負担率は事業要綱に準じる。なお、農地開発事業については、資産価値があるため除外するというので、農地開発事業については、地元分担金を35%。これは今現在南部町も南部川村も同じでございますけれども、農地開発については地元分担金は35%にするということでございます。

それと下の方に県単の小規模土地開発事業、これは両町村違いがございます。地元分担金が南部町35%、南部川村30%。これは新町では30%にしようという調整案で出させてもらっております。

続きまして、24ページ災害復旧関係でございます。案としましては、農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については南部町の例により調整する。この南部町の例というのは、右端に説明をつけております。南部町も南部川村も農地災害及び農業施設災害に係る補助災害復旧事業を実施しているが、南部川村では、担当限度額を超える負担金以外の地元負担金を徴収していない。

しかし、法律の基準にのっとった統一が必要だという考え方のもとで、調整方針案としては、負担金については施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担とするということで、両町村とも施設、農道とか水路の災害につきましては地元分担金は従来も取っておりますでしたので、合併後も行政負担としようということ。ただし、農地災害について

は、補助限度額以外は個人負担にしてもらおうと、法の基準にのっとって進めたいという案でございます。

続きまして、25ページは林業関係でございます。調整方針案。林業関係団体補助については、新町において調整をするということで、右端の調整方針案でございますけれども、南部川村が南部川村森林組合に年間100万円の助成金支出と400万円の事業委託をしている。南部町の森林組合は平成12年に解散している。調整方針案としましては、直接的な補助金は廃止の方向で地域森林の適正管理、公有林の維持管理等の業務を委託していく。備長炭、振興館の管理業務をこれまでどおり委託をするという案にさせていただきます。

26ページでは備長炭生産者組合でございます。調整方針の内容等ですけれども、個人の集・出荷量による助成制度の見直しと全域をカバーした生産者組織体制が必要だという考え方のもとで、新町において全域をカバーする生産者組織の立ち上げを支援するというところで、両町村の製炭者の方全員に入っただけのような組合にしていこうという案で、補助金については引き継いでやっていこうという案でございます。

27ページからは漁業関係です。水産振興事業。調整方針案としましては、漁業関係団体補助については新町において調整をする。具体的な調整内容としましては、漁業振興や安全対策のための助成金であり、新町においても継続をする。補助事業の としましては、漁業振興奨励金、水産増養殖事業助成がでございます。伊勢エビの放流事業とかヒラメ中間育成事業、密漁対策等に対する補助でございます。補助事業の としましては、漁船、遊漁船安全対策助成金でございます。下側の補助事業、漁業後継者育成助成金ということで、南部町漁業協同組合青年部に対する助成でございます。

28ページでは組合関係を載せてございます。南部町には、南部町漁業共協同合ということで載せてございます。南部川村の欄に南部川漁業協同組合という形で載せさせていただきます。

これは内水面漁業で川の組合でございます。南部町・南部川村領域にまたがった組合でございます。具体的な調整内容として、南部町は漁港整備事業の組合分担金として借り入れた融資への償還金補助については、背後地の保護という観点から平成10年度より外郭施設の地元償還助成を行っている。なお、近隣の市町村も負担金を徴収していないところが多いということで、南部町も同じように合わせてございます。

また、信用事業統合に伴う利子補給も行っている。利子補給につきましては平成23年まで。南部川村は内水面漁業組合に年間30万円の補助金を交付している。調整方針案としましては、利子補給等については新町においても継続する。漁業協同組合合併促進法に基づき、現在県及び県漁連が進めている漁業組合の合併を支援していくという案にしております。

以上が農林・漁業関係の調整方針案でございます。

井上議長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から説明をいたしました協議第19号 農林・水産関係事業の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

D委員 漁協の合併について皆さん方にご報告申し上げたいと思います。日高郡に11の組合がありまして、その組合が1つに合併をするというふうなことで、今年の2月に御坊市において県漁連指導のもとに県、それから各市町村の担当課長、それと各漁協から参事及び組合長が寄りまして、合併についていろいろと話し合いをした結果、組合といたしまして、今後、この漁協を合併していくということについて一応同意するというので、今後具体的な作業がございますが、そういう作業を今後も進めていかなければいけないのですが、とりあえず合併について異議なしというふうなことで合併協議会ができました。

この協議会の中でいろいろと進めていくわけですが、この具体的な内容は事務的なことですので、職員等が寄りましていろいろと事務的な作業を進めていくこととなります。その作業が1回ございました。1回ございましたが、今のところ何も進展がないわけでございます。

そういう中で一応県としては、全県下5つの組合に絞るというふうな方針でございます。その方針の中で、平成19年を目途にやると。ただ、その日高郡におきましては、この間の協議会中では17年をめぐりに一応進めていこうやないかというふうな話でまとまりました。そういうふうな中で、今後は、これは日高郡の各市町村の中の単協との合併でございますが、現在南部川村と合併を進めているわけですが、その中での合併ということにはならないと思います。

そういうことで、いろいろ難しい面もできてくるかと思いますが、いろいろとまたその都度その都度ご報告なり出しまして、皆さん方のご支援をお願いしたいというふうに思います。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。
はい、どうぞ。

E委員 24ページと25ページについてなんですが、24ページについては、南部川村では農地の災害復旧、いわゆる田んぼのくえたのを直すときに、今までと違って地元負担があるということが出てくると思うんです。今まで小さい田んぼで大きなくえが出てきたときには、当然ここに書いてある補助限度額を超えてあるという分です。そこら辺のことが今度は地元負担が要するというふうになってきますので、そこをもうちょっと事務局から説明をして欲しいんです。

それから、25ページの森林組合のところですが、これは森林組合の合併というのは、どういうふうな方向でいっているのかなということです。

以上です。

小谷事務局長 はい、24ページ、災害復旧関係でございますけれども、農地災害、田んぼや畑が災害をこうむった場合の災害復旧事業なんですけれども、これは、ここにもありますように担当限度額ということで、面積当たりの金額が決まっております、それをオーバーする災害につきまし

ては、両町村とも今まで地元分担金ということで自己負担をしていただいていたございました。

それで、変わってくるのが補助対象額と申しますか、補助対象額で、この災害であれば幾らという金額をはじかれます。それについて補助金が2分の1、50%補助がございます。激甚災害に指定をされますとそれが80%に上がってまいります。そこから後、動向申請ということで、過去3年平均の数字を取りながら補助金アップの申請をすることになります。

過去の平均、ずっといきますと大体95、96%の補助率になってございます。ですんで、南部町ですとその差額約5%分、地元でお支払いいただいた。南部川村その5%は村がもっておったよと。ですけど、個人の財産を守る意味もございまして、それと法律の基準にものっとりまして、やはりこの分は自己負担をしていただくのが順当ではなからうかということで、調整案としてそのような調整をさせていただいております。

それと森林組合の合併につきましては、現在のところちょっとまだこれといった情報は入手をできておりません。ずっと以前からの話では、南部町の森林組合と南部川村の森林組合の合併の話を県から何回か聞いたことがございます。ですけれども、12年3月に南部町は森林組合の解散をしておりますので、合併の話というよりも新しく南部川村の森林組合の範囲が広がることはあるかと思っておりますけれども、合併の話は現在のところ聞いてございません。

以上でございます。

井上議長 ほかにご意見ありましたらどうぞ。

もう、よろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようですので、協議第19号 農林水産関係事業の取り扱いについては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

協議第19号 農林水産関係事業の取り扱いについては原案どおり承認されました。

続きまして、協議第20号 商工観光関係事業の取り扱いについてご協議をお願いします。

事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 資料の29ページをお願いいたします。

協議第20号ということで、前回の会議で商工観光関係事業の取り扱いを出させていただいております。

30ページに商工会関係を載せてございます。30ページの調整方針案としましては、商工関係団体補助については新町において調整をするということで、具体的な調整内容、右端にありますように、商工会へ直接補助は南部町年間800万円、南部川村700万円、南部町は青年部、女性部にそれぞれ年間20万円を助成している。補助金の取り扱いについて調整が必要であるという考えのもとで

調整方針案としましては、商工会の合併を前提として行政側としても指導しつつ、一本化、適正化を促進するものとする。補助金については新町において検討をするという案で出させていただいてございます。

31ページにつきましては、まちづくり団体の項目でございます。商工関係まちづくり団体支援については、新町において調整をするということで、南部町にいきいきタウンマイみなべ推進まちづくり塾がございます。これの調整方針案としましては、新町において多業種との交流の推進を図るだけでなく、必要に応じて多業種のまちづくりを考える団体との一本化も念頭に置き推進を図る。補助金については新町において検討をするということで、これにつきましては、先ほど農業関係の中にもありましたように、南部町の村づくり塾、南部川村の源蔵塾、ここらも併せて新しい町になりますと、多業種も含めた一つのまちづくり塾をつくってはどうかという案で提案をさせていただいてございます。

続きまして、32ページでございますけれども、観光関係でございます。観光関係団体補助については新町において調整をするということにさせていただいております。南部町には岩代大梅林、南部川村には梅の里観梅協会というのがございます。これらはいずれも任意の団体でございますので、補助については新町で調整をしたいという案でございます。

33ページでは観光協会の分でございます。南部町にみなべ観光協会がございます。南部川村にはございません。調整内容としましては、南部町がみなべ観光協会助成金 100万円。事務局は南部町の産業振興課。調整方針案としましては、合併後新町において一つの観光協会をつくり事業活動や観光振興を図る。事務局のあり方については新町において検討する。以上の調整方針案として出させていただいております。

以上が商工観光関係の取り扱いでございます。以上です。

井上議長 ただいま、事務局から説明をいたしました協議第20号、商工観光関係事業の取り扱いについてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。どうぞ。

F委員 Fでございます。Gさんもおられることですが、南部町の商工会を代表ということで、ご意見申し上げます。

先ほどから商工会合併についてでありますけれども、商工会の合併は必ず合併せんらんということはないようでございます。合併となると、役員会とか総会等で諮っていく必要がありますし、できるだけ前を向いて考えていきたいなとそう思っています。

それから、南部町の場合は先日役員会の席で、合併に向けて何らかの形で研究会とか懇話会等を立ち上げて、次の総会がこの18日にあります。その席で通過いたしましたら、合併するかしないかも含めて議論し、それから協議会の立ち上げになるかと思っております。

ちなみに和歌山県の商工会連合会ですけれども、そこでは広域合併を打ち出しています。それも含めて考えていきたいと思っておりますし、これからも協議会の事務局と連絡を取りながら、対処していきたいと思っております。

それから、もう一つ、今商工会は大変な厳しい現状にあります。商業、工業、観光、この3つの柱からなっていますが、すべてにやっぱり厳しい状況が続いております。工業におきましても、公共事業がこれからますます減ってくるでしょうし、建築にいたしましても、やはり大型ハウスメーカーの進出が目覚ましいので、従来の建築業の方たちは大変な状況になってくるのではないかと、そういう懸念をしています。観光にしてもやはり高速道路の開通等によって大きく変わってくるんじゃないかと思えます。

特に商業、商店街については、大型店の進出等で従来の商店街が本当に大変な状況にあるのです。かといって、これからはますます高齢化が進んでいく中で、商店街がやっぱりなくなればいいというものでもないと思うんです。もちろん、個人が頑張ることが必要ですが、やはりそれには限りがあります。商店街がやはり寂れると町が荒れるということもございませぬ。商店街というのは、そこで物を売っているだけではございませぬ。町の安心だとか、安全に大きく寄与していると思えます。例えば、南部町の商店街の場合はほとんどが通学道路になっておりまして、子供たちが安心して学校に通い、何かあったときには商店に逃げ込んだり、またそういう駆け込み寺的な要素もあるんじゃないかなと思えます。

実は、先日老人車をついたお年寄りが、ある商店の前でばったりこけるという話がございませぬ。中にいた店の主人が慌てて中に入れて様子を聞き、その老人の家に電話で伝えて大事に至らなかつたという話もあります。本当に先ほども申しましたように、高齢化社会の中で大型店ばかりに頼るわけにはいかないと思えます。車に乗れないお年寄りが昔ながらの商店街を頼りにしています。でも、商店街はどんどんと歯抜けになっていく状況でございませぬ。私たちはこの合併を機会に商業、工業、観光をどうあるべきかを考え、慎重に提案していきたいと思えます。

そのためには、行政側の協力なしでは考えられないし、ぜひお願いしたいことが一つあります。それは、新町において例えば、商業、観光課的な要素を持った課を一つつくっていただきまして、商工業の発展を考えていきたいと思っておりますので、以上お願いとして私の意見とさせていただきます。

井上議長 ほかに何か、ご意見、ご質問がございませぬか。

山崎副会長 議長。

井上議長 はい、どうぞ。

山崎副会長 合併するかしないかということではなしに、合併するということを前提に総会で話をしてもらわなければ。それはもちろん別々でもいいんやけども、2つが合併するので。今、梅の加工販売の皆さん方から一緒になってますよね、私は同一業種が一緒になるということよりも、異業種の皆さん方が一緒になっていろいろ協議をすることの方が、本来は大事なことで、同業者の人ばかり、例えばお菓子の組合の皆さんも話せばいいけども、競争相手ばかりが寄ると。お互い

に共通の次元でお話することではないんですよ、本来。だから異業種の方たちが一緒になるということの方が私は大事だと思うんで、ぜひその一緒になるということを前提にして、そのことを協議の中心にやっていただきたいとお願いしたいしておきたいんです。

F 委員 一緒になるということが前提なんですけども、今ここで僕が合併を打ち出してしまいうわけにはいかないと思うんですよ。やはり手順を踏んで役員会とか総会でやっぱり決めていきたいと思えますんで、南部川村の三役さんの中では一緒になろうということで進んでいますが、やはり今そういうことでとどめさせていただきたいなと。できるだけ一緒にやりたい、一緒にやっていこうという気持ちはあります。そういうことでございます。

井上議長 ほかに何かご意見。どうぞ。

B 委員 今の応援演説という形ではないんですけども、我々は南部町で農業をやっていて、人口的には2割ぐらいの中でやってきたのですけども、今度合併すると農業人口が大いに増えて私どもの肩身がぐっと広がるというところがあるんですけれども、それに関しまして、やっぱり大体南部川村の議員さんは農業関係の方が多いと思うんで、その点、私のような農業者としてはうれしいんですけど、やはり商業、工業、漁業もありますんで、その点の配慮をぜひお願いしたいと。

それから、農業も発展し、商業も発展し、漁業も発展する、この三者が発展するということがもっとも大事なことだと思うんで、農業には、今地産地消というのがあるんですけれども、これは漁業においても商業においてもすべて、田辺へ行かんとおこうということではないのですけれども、できるだけ地元は地元でなるべく栄えるように、お互いに協力しようという申し合わせというのか、確認というのか、そういうような意識を皆さんに持っていただけたらなと思うんで、意見としてそういうことです。

井上議長 ほかに何かご意見ご質問ございませんか。

F 委員 今商店街のことでいろいろとお話させてもらったんですけども、今Bさんが言われたことが本当に僕らの思いなんですけども、やっぱりともに協力してやっていけたらなという、そういう思いですので、これからもひとつよろしくお願いしたいと思います。

井上議長 はい、ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

特に、ご意見もないようですので、協議第20号 商工観光関係事業の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 はい、どうもありがとうございます。

協議第20号 商工観光関係事業の取り扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第21号 建設関係事業の取り扱いについてご協議をお願いします。事務局から説明をしてもらいます。

小谷事務局長 資料の34ページをお願いします。

ここでは、協議第21号 建設関係事業の取り扱いということで、提案をさせていただいてございます。中身につきましては35ページ以降でございます。35ページには都市計画区域を載せてございます。調整方針案としましては、都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整をするということで、具体的な調整内容は右端に載せてございます。都市計画区域については、現行のとおりとする。現在、都市計画区域を設定していない南部川村区域においても、今後のまちづくりの中で新町において都市計画区域の拡大を含めた見直しを検討する。

この文言なんですけれども、拡大を含めたということについて皆さん方にご協議をしていただけたらと思います。これを取ってはという意見も若干ございますので、その辺含めてご検討をお願いしたいと思います。

それと検討内容としましては、1、市街化区域と市街化調整区域の線引き。2、用途指定、住宅地域と商業地域。3、都市計画税の課題について。これらが新町の検討内容になるうかと思いません。

36ページには、都市計画の区域図ということで載せさせていただいております。堺から始まりまして熊岡へきて、八丁平野を通過して南部川右岸まで、ここはもう町村界ですときておりまして、そこからは山内の中程を通過して海岸線へ出る、この区域が都市計画区域でございます。

続きまして、37ページ以下、住宅関係でございます。調整方針案、住宅家賃については南部町の例により調整をするということで、右端の調整内容でございますけれども、南部町には公営住宅が94戸、改良住宅が99戸ある。南部川村には単独住宅が12戸、定住促進住宅が4戸ある。家賃額の決定方法は南部町は公営住宅、改良住宅とも公営住宅法に定められている応能応益方式としている。南部川村はそれぞれの住宅で定額家賃としている。ここで、南部川村につきましては、南部川村村営住宅管理条例というのがございまして、そこで応能応益方式とするということ載せてございますけれども、ただし書きがありまして、ただし、村単独住宅についてはその限りではないということで従来定額家賃としてきておりますけれども、それを応能応益方式、本来の本則、法に基づいた方式に変えたいという案でございます。調整方針案としては合併時に応能応益家賃に統一する。尚、南部川村で家賃が高くなる住宅については、一定期間、経過措置後に一元化をすると。そこに住宅の状況をずっと載せてございます、家賃と。これは所得に応じて家賃が変わってくる仕組みになってございます。

一番後ろ39ページには南部川村の状況で、この表を見ていただきますと、家賃は定額とさせてもらっております。応能応益方式を南部川村に当てはめてみますと、大半がこの定額家賃より下がってまいります。若干1、2名の方が上がると。高額所得者について家賃が上がる方がございますけ

れども、これらは一定期間経過措置後に一元化をするという案で出させていただいてございます。以上が建設関係の事務事業の調整案でございます。

以上です。

井上議長 ただいま、事務局から説明をいたしました協議第21号 建設関係事業の取り扱いについてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いをいたしたいと思います。そして、局長の方から文言の表現のことも含めてということでもありますので、それも含めてご検討願えたらと思います。

ご意見、ご質問ございませんか。

どうぞ。

E委員 事務局からもありましたように、具体的な調整内容のところ、一番下の行ですけれども、都市計画区域の拡大を含めた見直しを検討するという1行があるのですが、その拡大を含めたという部分を外しても、都市計画区域の見直しを検討するという意味が通ってあると思うので、私は外した方がいいんじゃないかというように思います。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問はありませんか。

山崎副会長 これは縮小するということはありません。拡大する以外に方法はないので、検討するのは、そこらをご参考にしていただいて。ただ、都市計画区域というのは、いろいろな助成だということもあるけれども、税の問題も出てくるし、それから土地の規制の問題も出てきますので、その辺のところ、だから南部川村の区域が入るとしたら、例えば西本庄あたりまで入るのかどうかというのが議論になる話であって、あんまりどんどん拡大していったら良いという話ではない。合併したら駐車場の問題はどうかという話だって出てくるわけで、やみくもに拡大するのもいいことではないですね。それは、慎重に検討していただいたらいいと思います。

井上議長 ご意見ほかにご覧いませんか。

どうぞ。

H委員 一番問題になるのは、現在の境目のところですね、現在の。そこで本当に問題が生じてこないかなという心配をするわけですね。だから、そういう意味でいくと、本当に拡大ということにはなりにくいかわからんし、縮小せんなんかもわからんし、本当にその部分の見直しというのが、今、山崎副会長が言われたように、本当に西本庄までとかそういうことよりも境目のところ、都市計画区域と都市計画区域でない所、その部分が今度合併されると一緒になるわけですから、その部分で本当にいろいろと問題が出てくるんじゃないかというふうな思いをしているわけですね。だから、そのことを意識しながら見直しをするというんですか、そういうことが必要では

ないかというふうに思っています。

井上議長 ほかにご意見ございませんか。

今、調整内容につきましては、事務局の方から文言ということも含めて提案があったわけなんですけれども、今私が感じる限りでは両者の意見がある。そういう中である程度拡大という部分の文言の内容につきましても、山崎副会長が表現したようにそういう意味合いのものであるという意図は皆さんおわかりをいただけますか。

(は い)

井上議長 そしたらほかにご意見ございませんか。

E委員 ちょっと待ってください。拡大を含めたという文字はどうなったんですか。

井上議長 それは今ぼくが、拡大を含めたということについては、今山崎副会長の説明もあったようにそういう意味合いですから、その意味合いを理解していただきますかと言うと、皆さんがよろしいですという返事をされたと思うので、これは認められたのかなという私は認識をしております。

E委員 だから文字は残るということですか。

井上議長 そういうことで認識をさせてもらっていいですか。

(は い)

井上議長 そうしたら、ほかにご意見もないようですので、協議第21号 建設関係事業の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、協議第21号 建設関係事業の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。以上をもちまして、前回提案されました3件の協定項目について、協議確認をされました。それでは、15分間休憩をいたしたいと思います。

午後2時40分 休憩

井上議長 それでは、全員おそろいのようにありますので、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

それでは、引き続いて、今回提案される協議事項に移りたいと思います。
協議第22号の新町まちづくり計画について事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 大きな会議資料の3ページ。下に3と書いてあるところでございます。

協議第22号 新町まちづくり計画（素案）、その1について。

新町まちづくり計画素案その1について別紙のとおり提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

ということで、これにつきましては、皆さんの机の上に置かせてもらっております別冊になっております左方に資料2と書いた新町まちづくり計画、これに沿って説明をさせていただきます。

まず、初めにですが、表紙のタイトル、これは国の方の地方制度調整会の答申にもございまして、中身としては幅広い内容を表すものであるので、適切な名前を付けなさいというのがございます。そこで、本来市町村建設計画という形で全国的に出ているわけですがけれども、この新町建設計画は道路と社会資本の整備だけでなく、ソフトの施策も盛り込むことになってございます。そこで、ハードイメージの建設計画という形ではなく、ソフトイメージを含めたまちづくり計画としたいと考えてございます。その辺もあわせてご協議いただけたらと思います。

このまちづくり計画につきましては、合併協議会の方で作成をすることになっております。合併に際して住民や議会に対して新町の将来に関するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば新町のマスタープランとしての役割を果たすものだというふうに法では位置づけられてございます。

また、この計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられるようになってございます。なお、より詳細かつ具体的な内容につきましては、新町において新しく作成をする基本構想や基本計画にゆだねていくものとしてございます。

まず、構成内容として目次のところですがけれども、一番目に基本的な条件として合併の必要性、住民の意向、目標、計画策定の方針について記載をしております。次に、2番目としましては、新町の概況ということで、位置と地勢、人口、土地利用について記載をしております。次に、3番目としましては、新町まちづくりの基本方針を立ててございます。それに伴って4番目としまして、新町のまちづくり施策と事業について記載をしております。5番目には新町における和歌山県事業の推進ということで、ページは打っておりますけれども、これにつきましては県が主体となっていく事業でございますが、この部分については、今後県の方と協議調整を重ねてから提案をさせていただきたいということで、空欄にしてございます。それと6番目には公共的施設の適正配置と整備について記載をしております。

なお、今回まだ提案はさせていただいておりませんが、最後に財政計画も出すことになっ

てございます。それは、平成26年までの10年間の財政計画でございますけれども、現在作業中でございます。各種施策の内容が固まった段階で、また県との協議が終わった段階で調整をして、皆様方に提案をしたと考えてございます。

それでは、概略だけを説明させていただきます。

1 ページ基本的な条件としてということで、合併の必要性について記載しております。まず初めに、歴史的な経緯についてということで、古代、日高六郷の一つ南部郷から、平安時代から中世にかけては南部庄と呼ばれたところ、江戸時代に入ってから南部組になったよという部分。中程では、明治時代にあった30の村々が、明治の合併では南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併をされて、その後昭和に入りまして、昭和の大合併で岩代村が南部町に統合され、29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併されて南部川村となったという歴史的な経緯を載せてございます。

2 ページにつきましては、住民ニーズの高度化・多様化へ応援しますというふうに書いてございます。3 としましては、財政基盤の強化・効率化を図っていく。4 として地方分権化に対応し自治能力の向上を図る。ここらが必要ということに記載しております。

3 ページでは、住民の意向ということで、先だって両町村の住民の方にアンケート調査をお願いしたその結果の中でございます。そのアンケート結果をもとに本計画をつくってございます。そこでお尋ねをした1のまちの将来イメージというところでは、第1位は日本一の梅の里、第2位は豊かな自然を育む町、第3位には小さくてもキラリと光るとなっております。それらを基本に計画を進めてまいりたいと思っております。

4 ページでは、まちづくり・人づくりの将来という項目でアンケートしてございます。全体でもっとも多い回答は、道路、バス、鉄道、公園、上下水道などの生活環境が整ったまちということで44.8%でございます。ほとんど同率で健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち、44%で続いております。3番目には、緑豊かな自然環境を大切にするまち、35%となっております。それらをもとにつくってございまして、5 ページには目標、計画策定の方針を載せてございます。計画の趣旨としまして、本計画は市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく法定計画として作成するもので、南部町と南部川村が合併後に新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、基本方針に基づく各分野の施策の方向を示したまちづくり計画を策定し、総合的かつ効果的にその実現を図ることにより、新町の速やかな一体化を促進し、均衡ある発展と住民福祉の向上などを進めます。なお、より詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する基本構想や基本計画などにゆだねるものとします。

計画の構成としましては、本計画は新町を建設していくための基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成をします。

計画の期間につきましては、本計画の期間は合併年度と平成17年度から平成26年度までの10年間としてございます。

6 ページの大きな2番目としまして、新町の概況についてということで、1番目には位置と地勢ということで書かせていただいております。

7ページには、人口について記載をしてございます。図表の5で見ていただいたらわかりますように、南部町・南部川村を合わせますと人口が1万4,734名、これは平成12年の国勢調査の資料です。それと、産業別の就業者割合、年齢別人口割合、その下には県の状況、全国の状況を参考につけてございます。

8ページはグラフにしたものでございまして、平成26年の予想人口としましては、1万3,870人ということで、約900人下がってくる数値でございます。下側は人口構成のグラフ化したものでございます。

9ページには、土地利用について書いてございます。下の表には農地、森林、水面等、道路、宅地、その他ということで、今現在の状況を書いてございます。

10ページからは基本方針でございまして、新町まちづくりの基本方針ということで、新町の将来像を挙げてございます。新町は南部川水系の豊かな自然の恵みを一身に受け、梅、備長炭、魚介といった特産品の生産などを生業とする町です。特に、梅、備長炭の生産量は日本一であり、全国的に見ても活力のある特徴的は町であると言えます、というふうにしております。

森林、温泉、海など自然資源にも恵まれており、これらの自然資源がもたらす、潤い・安らぎ・交流、安心・安全などさまざまな公益的機能を身近に享受することができます。一方中心市街地においては、一定の都市的機能が集積しており、買い物や食事、身近なアミューズメントなどの日常的な都市サービスも利用できるという豊かなライフスタイルを実現することができる地域になってございます。

このようなそれぞれの町村の恵まれた環境（ひと、自然、産業など）が一つのまちとしてコンパクトにおさまることにより、個々の力が合わさってより活力に満ちた力強いまちになるとともに、コミュニティを重視したまちづくりを進めることが可能となります。行政面でも、農林漁業や商工振興、市街地整備、環境保全など各分野の施策を、地域の一体のものとしてバランスをとりつつ実施していくことが期待できます。

また、今日の社会潮流のもとでは、各種規制緩和などによる選択の自由がもたらされる反面、都市や企業などの間の競争は激化しており、常に世の動向に配慮しつつ、地域などを運営していく必要に迫られています。JR紀勢本線、白浜空港、近畿自動車道——平成16年開通予定としておりますけれども——など、広域交通網や情報基盤の整備を背景として、全国、世界とのひと・モノ・情報の交流を図りつつ、活力ある特徴的な町の輝きをさらに増していくことが望まれます。

したがって、新町の将来像とまちづくりの柱を以下のように掲げてまちづくりに取り組んでいきますということで、タイトルとしましては将来像、海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なコンパクトタウン南部郷と考えてございます。まちづくりの柱としましては、ここは南部郷の頭文字を取らせていただきまして、緑豊かな快適なまち、永く住みたい魅力あるまち、便利・安心・安全なまち、互助・互恵のまち、うめ日本一の元気なまち、この5つの柱とさせていただきます。

右側の20ページに表につきましては、山から海へ海から山へ循環連携の地域であるということを描いております。

それから、人口フレームとしましてはここにありますように、若者の流出を食い止め、多自然居

住地域として新町の魅力を発信し、都市からの移住者を受け入れるなど、現代の定住人口の維持向上を図ります。それから、また魅力ある多世代居住等の推奨により、世帯数は現状程度の維持向上を目指しますとさせていただきます。

12ページでは新町の地域構造ということで図示しております。新町の地域構造は町の軸としまして、縦に地域交流連携軸、横に広域交流連携軸の2軸ゾーンとして、下側には海洋・海浜ゾーン、中程に丘陵・平地ゾーン、上の方には山間ゾーンの3ゾーンから構成され、軸の整備とゾーンの保全整備を図りつつ、隣接都市圏の田辺都市圏、御坊、印南都市圏と連携することにより、新町の将来像を実現したいと思っております。

13ページには、用語等の説明をつけておりまして、図の中にコアというのがございます。コア、まちとしての活力や住民の生活機能などを担う地域の拠点ということで、北コア、玄関コア、南コアというふうに指定させてもらっております。北コアとは、第二庁舎周辺において産業支援機能などを整備し産業の振興を図る拠点とします。玄関コアにつきましては、近畿自動車道周辺において地域の玄関口にふさわしい機能集積を促進するなど交流拠点としようということです。南コアにつきましては、第一庁舎周辺における公益施設の集積を生かし文化の振興を図る拠点としようということです。

ゾーンにつきましては、空間の大まかな区域分けをしておりまして、山間ゾーンでは自然環境の保全・再生によるゾーン、中程の平地・丘陵ゾーンとしましては、土地利用を調和させつつ、効率的な空間活用を進める地域。海洋・海浜ゾーンとしては、流域及び海岸線の環境の保全・再生により、美しい運営を維持し、産業・生活に活用するゾーンとしております。

軸としまして、縦に地域交流連携軸がございます。これは「梅・炭・魚」などの産業、「海・山の自然」、「文化の交流・連携」によって、新町の活性化を図っていく軸としています。横には、広域交流連携軸ということで、相互補完して広域連携を目指していこうということにしております。

14ページでは、新町まちづくりの施策と基本方針ということで、先ほど申しました5つの柱に関連づけてまちづくりの施策の方向づけを、上側から産業の振興・創造、生活基盤の整備、教育・文化の充実・創造、保健・医療・福祉の充実、環境の整備・保全、交流・連携の強化としてございます。

それらを詳しく書いてあるのはその下でございまして、産業の振興・創造、これらにつきましては、ここに書いてありますように、今後とも持続的に発展していくために、既存産業の振興とともに、新しい分野の起業の支援を進めようということです。

教育・文化の充実創造。これにつきましては、子供から高齢者、すべての人が自己実現できる環境づくりを進めていこう。それから、数多くの歴史的文化的資源に恵まれ、地域文化の振興を図るとともに、次世代に伝える仕組みづくりを進めようということをしております。

15ページの上には、保健・医療・福祉の充実ということで、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援とか、生きがいや目標を持って暮らせ、安心して子育てができる環境づくりを進めるということです。

4つ目としましては、環境の整備・保手を挙げてございます。地域全体の環境保全や住みよい生活環境づくりを初め、地域で安心して暮らせる体制づくりが求められております。そこで、すべての人が住みよく、住み続けたいまち、災害に強いまちづくりを目指しますということにしております。

5つ目としましては、生活基盤の整備ということで、安全性、利便性、快適の確保を求められてございます。従来から進めてきた道路や上下水道など、生活基盤の整理を引き続き進めてまいります。それとあわせて子供から高齢者まで安心して憩え遊べる公園や線地の整備充実を進めますというふうにしております。

最後6つ目には、交流・連携の強化ということで、圏域全体の活力を向上するため圏域内外はもとより、圏域外も含めた交流・連携を促進します。

以上の6つを新町のまちづくりの基本方針としてございます。

16ページには、続いて重点プロジェクトとして5つ挙げてございます。1番目には梅産業の振興ということで、先ほどの5本柱の「うめ日本一の元気なまち」に当たるのかなと考えております。梅産業の振興。ここにつきましては、国内他産地の生産量増大とか輸入低価格梅干し増加などによって、紀州梅の消費についても楽観が許されない状況である。その対策が課題となっておりますということをやっております。そこで、県立梅試験場を核として、公民共同により6次産業をトータル・コーディネートするという考え方のもとで施策を検討し実施をしていきます。

2つ目としましては、交流の場の整理ということで、5つの柱でいいますと、「互助・互恵のまち」に当たる部分かと思えますけれども、新町になりますと、南部川村の源流から河口まで一水系すべてを包含することで、山の恵みと海の恵み（自然と人材）の両方を享受できる豊かな環境を有するまちとなります。

そこでこのたび合併により南部川村のまず村民センターを改修して、町民の交流の場として整備をすとか、野外イベント、遠足や老人会などの集まりなどで住民が憩える空間となる公園の整備を図るとか、さらに山間地域において自然林の復活、南部川水系の保全、山間地域、海地域の相互理解のための住民交流を目的とした環境保全自然公園の整備を図ってまいりたいということで挙げております。

3つ目としましては、中心市街地の魅力化と商業振興ということで、「便利・安心・安全なまち」と、先ほど申した部分になろうかと思えます。梅、炭、魚など他産業と商業の連携による商品・サービスの魅力化や、既存施設を有効活用したイベントの開催、それから若者の活動の空間、音楽とかまちなかミニコンサーとの会場の提供などによって、中心市街地の魅力化と商業振興を図っていこうということ。それとコミュニティバスの運行もしてはと考えてございます。コミュニティバスは通園・通学や住民サービス施設へのアクセスも担い、中心市街地と町内各地を連絡してはということで挙げさせていただいております。

17ページに移りまして、としまして、合併記念イベントの開催ということで「永く住みたい活力あるまち」に該当する部分になろうかと思えますけれども、ここでは、梅林ウォークとか、梅、備長炭、漁業による合同の産業祭、いずれも仮称ですけども、これらを各分野において合併記念

イベントとして、できれば一過性のものではなく継続的なものとして開催してはどうかと考えております。

最後5つ目には、みなべ川フォーラム、これも仮称でございますけれども、の開催ということで、これは5本柱のうち「緑豊かで快適なまち」に該当するかと思っておりますけれども、南部川上下流の新たな連携の構築を目指してみなべ川フォーラムを立ち上げ、それぞれの地域のまちづくり等住民組織の活動の総合交流や、ボランティア活動などを通じた人材育成、南部郷を取り巻く自然の保全と活用など全町での取り組みなどを進める場としますというふうにしております。

18ページでは、将来像実現の方策ということでございます。ここにつきましては、住民のニーズにこたえるため、十分な対応が現在難しくなっております。そこで、新町の将来像を実現するためには、交流と連携を支えるハードウェアの整備が不可欠ですが、それにもまして、これまで蓄積されたハードウェアをいかに有効活用するかというソフトウェアが重要となってまいります。また、ソフトウェアを操作する人材もソフトウェアと同等に重要となってまいります。そこで新町において、ハードウェアとソフトウェア、さらにハートウェアが調和したまちづくりを進めていってはどうかと考えてございます。まちづくりは、行政、住民、事業者がそれぞれの役割を十分に理解し、相互の協力により進める必要があるということで、3つの関係を図示しております。真ん中にハードウェアということで、道路、橋梁など社会基盤とかその他建築物工作物の意味をするハードウェアがございまして、その周辺にソフトウェアということで、目的を果たすための知恵、使いこなす技術を意味するソフトウェアがございまして、その外に大きく囲んでおりますハートウェア。これは人材育成、人材確保やそのための技術及び人的ネットワークを意味することで、この3つの関係を図示したものにしております。

19ページでは、新町のまちづくりの施策と事業でございますけれども、先ほどの6つの基本方針に張りつく施策を項目立てに体系化したものでございまして、1つ目に産業の振興・創造の分野では、6次産業の振興、商業の振興、観光レクリエーションの振興の3施策を挙げてございます。2つ目としまして、教育・文化の充実・創造の分野では、学校教育の充実、人権教育の推進、生涯学習の充実、スポーツ、レクリエーションの推進、青少年の健全育成、芸術・文化の振興の6施策を掲げております。3つ目の保健・医療・福祉の充実の分野では、保健・医療の充実、地域福祉の充実の2つを挙げてございます。

そこで産業の振興のところでも申しました6次産業とはということで、ちょっと印をつけておりますけれども、6次産業とは、新町の主な産業、梅、備長炭、漁業は、栽培、1次産業を指すかと思っております。加工、これは2次産業の部分、流通、3次産業のことだと思っておりますけれども、栽培・加工・流通のすべての状態が整っておる地域でございまして、1、2、3は足しても掛けても6になることから、業態、業種を超えてそれぞれが連携し、産業全体を盛り上げていくという意味を込めて6次産業という表現にさせていただいております。

20ページで4つ目の柱としまして、環境の整備保全の分野では、自然環境の保全と活用、河川の整備、下水道の整備、衛生環境の充実、防災・交通安全・防犯等の推進、景観形成の推進の6施策を掲げております。

5つ目では、生活基盤の整備。この分野では都市環境の整備、道路網の整備、公共交通の整備、上水道の整備、公園の整備、情報・通信の整備、住環境の整備、行政サービスの機能強化の8つの施策を掲げております。

最後6番目には交流・連携の促進というところでは、町内の連携・交流の促進、紀南地域の連携・交流の促進、国内の連携・交流の促進、国際交流の促進の4つの施策を掲げております。

以上が施策の体系でございます。21ページ以下につきましては、今申し上げました個々の施策についてポイントとなるものを記載してございます。ですけれども、これらはいくまでも素案ということで、すべては網羅できておりません。今後協議の中で追加、修正等を行っていただけたらと思います。

なお、県との協議もまだこれから始めようとする段階でございます。国・県の事業についても今後追加をしていく予定にしております。

以下、この項目については、持ち帰って熟読をしていただきまして、次回にご協議をいただけたらと思っております。

6次産業の振興では、梅産業、山産業、海産業としております。それから、商業の振興、観光・レクリエーションの振興とありまして、21ページの下の方ですけれども、空白とさせていただいております。この空白となっておりますけれども、今後の協議の中で事業名を追加して入れてまいりたいと考えております。また、国・県の事業につきましても、今後県との協議が整い次第、追加をしてみたいというふうに考えてございます。

22ページでは、教育・文化の充実・創造の欄で先ほど申しました6つの柱を掲げて、事業名を今後盛り込んでいきたいと思っております。

23ページは保健・医療・福祉の充実ということで、保健・医療の充実とか地域福祉の充実がございまして。地域福祉の充実の中では各施設を結んだりということで、コミュニティバスを走らせてみてはどうかというふうに現在考えております。

24ページでは、環境の整備・保全というところでございます。先ほど申しました自然環境の保全と活用、河川の整備、下水道の整備、衛生環境の充実、防災・交通安全・防犯等の推進、それから、景観形成の推進を掲げております。

25ページでは5番目として、生活基盤の整備ということで、都市環境の整備、道路網の整備。26ページに移りまして、公共交通の整備、上水道の整備、公園の整備、情報・通信の整備、住環境の整備、行政サービスの機能強化、これらについて記載してございます。

27ページには、交流・連携の促進ということで、町内の連携・交流、紀南地域の連携・交流、国内の連携・交流、国際交流ということで掲げております。これらにつきましては、今後協議の中でいろんな事業名をまた追加して入ることになるかと思っております。

28ページでは、新町における和歌山県事業の推進ということですのでけれども、これにつきましては、今後県と協議・調整を行った後に、記載をして皆様方にお示しをする予定にしております。

6番目には公共的施設の適正配置と整備ということで、公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政

事情を考慮しながら、逐次検討整備していくことを基本としています。ということで、ここの図面では庁舎の位置、支所・公民館の位置、保健福祉センターの位置を図示してございます。

それと、ちょっと先ほど申し上げました中で、説明が間違っております。14ページのまちづくりの柱の2つ目で「永く住みたい魅力あるまち」になってあるんですけども、これが17ページにいきますと「永く住みたい活力あるまち」、この「活力」を「魅力」ということで訂正をお願いしたいと思います。「永く住みたい魅力あるまち」という表現に訂正をお願いしたいと思います。

以上がまちづくり計画の素案でございます。これらにつきましては、次回以降、毎回協議をいただいで仕上げていく分になるうかと思しますので、よろしくお願したいしたいと思います。

以上で説明終わります。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第22号 新町まちづくり計画素案その1 についてですが、協議事項については提案があって、次回の協議会で協議・確認の手順になっていきますが、ただいまの説明についてのご意見、ご質問がありましたらお伺いいたします。

山田会長 全体として漁業の位置づけというのが、これ全体に出てくるところが少ないというか、弱いような感じがしますが、漁業の生産額というのは、西野委員さん、どのくらいあるんですか。20億くらいあるんですか、南部町の漁業の生産額というのは。大体で良いのですが。

D委員 水揚げ高が12年は7億くらいになるんです。14年度、去年は8億7,000万円くらい。それプラス組合事業として購買、製氷、造船そういうものを足してます。

山田会長 よその港に揚げるのもありますね。

D委員 それも含めて。ただそれは遠洋船の場合は、それは勝浦の方へ揚がっているんで、それは別になります。

山田会長 それは別ですね。でも、南部の船が稼いでいると。

D委員 そうそう。

山崎副会長 持ってくるやつだけですよね。だから、直接シラスならシラスが獲れて、直接販売したって、それは入ってこないと。

D委員 そう。よそで揚げられ。

山田会長 備長炭はそんな額はありませんでね。名前は大きいけど。だから、感じとしては重

点プロジェクトのところへ、梅産業、商業振興と書いてあるけど、ちょっと漁業・水産あたりを重点というか、もう少し大きくというのか、強くというのか、表現したいなという感じがしたから、ちょっとお伺いしたんで、それだけです。きょうは協議のときと違いますので。

D委員 特に南部川村の皆さんにお願いしたいと思います。これは今まで南部川村には水産業、内水面の組合もございしますが、海に面した水産業という事業がございませんので、幾分か漁業に対する考え方も違うだろうと思います。今後これが新町になった場合、漁業というふうなことを十分認識していただいて、今後格段のご理解をお願いしたいと思います。

井上議長 ほかに何かご意見はありませんか。

B委員 17ページのみなべ川フォーラムの開催、この部分に関することですけれども、行政が幾らきめ細かいサービスをすと言ってもやはり限りがある。行政というのは、やはり縦の動脈、静脈というふうな役割だと思います。それで毛細管という役割は、やっぱりこれは住民が相互にするべきものであって、すべてを行政にきめ細かくせよというのは、これはやはり将来的にいろいろな財政面的でもそうなると思いますけれども、やはり困難な部分がある。その中でやっぱり住民がどれだけこれに毛細管としての役割を果たせるか、そういうことになってくるとボランティアということ、これは手前みそで恐縮ですが、私は梅の里救助隊というのを主宰しておりますが、このときに、両首長にお願いに行ったときに快く応援していただきました。

こういうふうな、この谷にはボランティアの精神を持った人は結構多いと思います。例えば給食ボランティアにしる、それから梅料理の研究会でもまあいけばボランティア、埴田には、埴田パワーズというような地域を起こすようなそういうふうな、いわばボランティア、そういうふうな方が大勢おられるんで、それをやはり活用する手はあるということで、これは行政はこれを統括せよとかそういうふうなものではないんですけど、やはりここにも書いていますように、そういう人たちの意向を踏まえてとここに書かれておりますけれども、行政にどうこうしてくれというんではないんですけども、やはりそれを育てていくという感覚を皆さんにお持ちいただきたいなと。

それから、やはり人間生まれてきた限り、何か一つ人のために役に立つことがそれぞれの立場であるんじゃないかというのが僕の持論ですけれども、それは別にどんな分野においても、自分の特徴を生かせるという部分、これをやはりより皆さんに発揮していただく、そのための、その力を出すやり方というんですか、その方策はそれは行政にゆだねるというのではないんですけども、そこらあたりの助成というんですか、援助というんですか、そういう部分も新しい町になった場合でも、今まで両首長さんのおかげで私どもの活動も大いに助けていただいた部分がありますが、新町においてもやはりこういう面を特により推進していただきたい。それには住民の皆さんの協力、理解というの必要なんですけども、特にその点のことで意見を言わせていただきました。

以上です。

井上議長 ほかに何かご意見がございませんか、質問でもいいです。
それではいいですか。

山崎副会長 これは、きょうはこれで聞いといて、事務局の方へちょっとお願いしておきたい。皆さん、これがこういうふうな形で進んでいっている中で、先進地事例のことも調べたいてもらわないといけない。

南部町と南部川村が合併したら、特例債が約60億円と言われているでしょう。それを皆さん方が今度来たら、その特例債の説明もしてもらわないとね。だから、今言うてくれたやつの中から、これ全部特例債の適用になるものではないんですよ。

だけど、今、どういうものが特例債、特例債というのは皆さんはご存じだと思いますが、起債といって国からする借金なんですけども、その充当率が非常に95%充当してくれて、そのうちの元金と利息の70%ですか、国が面倒見てくれるという、こんな有利な金はないんですよ。補助率にしたって、今もう3分の2の補助金はないわけで、だから、特例債で60億円のお金をどういうところに使われるかということが、ひとつは目安になりますね。これはある意味では、例えば学校を改築するときにも、2分の1の補助金があったり、3分の1の補助金があったり、起債の充当率がどれだけとかあるわけですが、皆さん方はそれを全部おわかりにくいと思うんですよ。特例債の適債事業としてどういうふうなものがあるかということです。

今度第1のところ、具体的にまだ事業が挙がってないわけです。だけど、最初前に田辺へ出したときには、職員から聞き取りして一通り出してあるわけや。学校や保育所の改築とか色々何でもかんでも出してとけと出してあるわけやけど、財政計画を立てないかんという時にそんなことはできない。

だから、この10年間に何をやるかということ、皆さんが審議するときに、本当に合併して、一つは何が欲しいのかと。例えば役場の庁舎を建てるのなら、必ず特例債が適応になる。あるいは文化会館をつくらうやないかということで、中には農協祭は良いけど、あそこの選果場でやるのは、南部町と南部川村の首長はいろいろ施設をやっているけど、あんなところでせんと、もっと良いところするようにと、何回も私ら言われた。

それで、文化会館は必要あるかどうか、個人的な考えを持つんですが、文化会館なんかやったら確実に特例債の対象になるんですよ。学校の改築というのは、南部町でもあるし、保育所のように南部町と南部川村と一緒に統合して大型のものをつくらうというのは、これはいけますよね。住宅の改造なども特例債に、当然南部町、南部川村の全員が使えるわけで、旧南部町の人たちだけが使えるとか、同和地区の人たちが使えるというもんじゃないんですよ。だから、全体に対応されて、低所得者であるかどうか、それは制限はあるけど、これもいけるでしょう。

それから例えば、今南部町に図書館があるけれども、合併したら南部町の図書館へ南部川村の人が来たら良いんだという、こんなばかげた発想はないんで、当然あのぐらいの図書館が南部川村にあっても良いんです。あるのが当たり前なんです。大体小学校くくりで1つあったらいいと言われているんです。これもいけますよね。

あるいは郷土資料館のようなものをつくろうといってもいけますね。そういういけるものといけないものの区別をしてもらわんと、皆さんに意見出してもらっても、こういうのはできるのかとなっても、できるものとできないものがあるんです、特例債には。

だから、ここにずっと書いてくれてあるものの中に、どういう判断でやったら良いかということのために、60億円といえは多いようだけでも、これは普通の起債の場合は60億円の起債がつくということは、300億円ぐらいの仕事ができる。でも、今度は違う。60億円の仕事しかできないということや。60億円の仕事の中で、70%くれるんやから非常に有利ですよという意味であって、一般的な起債というのは60億円の起債がつけば300億円か400億円ぐらいの仕事ができるが、そうではないという、その辺のことがわかるように。

例えば、今度給食を南部でやる場合は、財政計画はどうなるんですかということや。これは、恐らく特例債はいけると思うけど、何でも特例債でいけるのをいこうとって、例えば文化会館が1つ建ったら、30億円くらい要ってくる。だからその辺の判断をこういうことについて、いろいろ議論をしてもらおうということやけど、わかるように言って頂かんと困る。

それと、もう1点、先進地を調べてもらいたいのは、協議会で決まったら、それを全部特例の法令で書いてある、合併をするときには、その建設計画やとかいうようなものをつくりなさいというのがありますね。

それはしかし、どこまで拘束するんだということや。来年の10月1日になって新しい町長さんができて、新しい議会ができるんやから。それを全部尊重せよということなのか、拘束力というものがあるのかないのかということや。

全部拘束であって、そのとおりにやらんなんというのなら、町長は要らん、はっきり言うて、議会も要らんという理屈になってくるんで、私はそうではないと。これを参考にして基本構想を生かして、そこの中からある程度優先順位も取捨選択して新しい町長さんが提案をして、そこで協議しなさいよということになるんだらうと私は想像している。だから、その辺のところ、何か今審議しているところが、名前を庁舎の位置はこれは私変えられんと思うんですよ。だけど、これだっけって議会でどう議決するかという問題はある。これは、新町のときの議会で議決するのか、そうじゃないでしょう。これはみんなわかってないと思う。前もってどこの議会でどうして、恐らくこれは南部川村の議会と南部町の議会で議決しなかつたらいかんねと。その辺のところはどうなるのか。

ちょっと今、全国的に言われているのが、何か協議会というものがすべての権限を握っているような錯覚を持つんやけど、私はそうではないと。この次のステップをするための、合併を合意するための協議であって、そしてそれが出てきたものについては、拘束力というよりも尊重しなさいよと。尊重して行政を進めなさいという精神だと思うんです。その辺のところのことも、できればあなたの見解、皆さん方、事務局の見解ではなしに、もう既に合併したところはこういうところは、こういうふうにしていますという説明をしてあげんとね、協議の前提がちょっと狂ってくると思う。和歌山県で聞くことがないので、ひとつその点をお願いしたいと思います。

以上です。

井上議長 ほかにご意見ございませんか。

それでは新町まちづくり計画（素案その1）については、委員の皆様方でそれぞれ検討していた
だき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思います。

それでは、引き続いて、今回提案される協議事項に移りたいと思います。

協議第23号の使用料・手数料などの取り扱いについてから、協議第26号の下水道・集落排水関係
事業の取り扱いについてまで、一括して事務局から説明をしていただきます。

ご質問につきましては説明の後、一括してお願いいたします。

小谷事務局長 それでは、本日の会議資料の4ページをお願いします。

協議第23号というところでございます。使用料・手数料の取り扱いについて。

使用料、手数料等の取り扱いについて提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

使用料・手数料との取り扱いについて。

窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮をし、負担
の公平性の原則により合併時に統一をするという事で、細かくは5ページ以降に記載ございま
す。

窓口関係の諸証明の手数料から戸籍、住民票、印鑑証明がずっとあるわけなんですけど、右側の
具体的な調整内容を申し上げますと、各種窓口手数料の額については、戸籍関係は両町村とも同一
料金であるが、住民票記載事項証明手数料など証明手数料に差がある。日高郡の町村の多くは、昭
和61年に各種証明手数料等を150円から200円としたが、南部川村は昭和56年に100円から150円
とし、そのまま現在に至っている。国で統一している住民基本台帳ネットワークによる広域での住
民票発行手数料が200円であることや、近隣市町村の状況から新町においては、各種証明手数料は
200円に統一するという案で出させてもらっております。

手数料と申しますのは、地方自治法にも定められておりますけれども、特定のものに提供する役
務に対して徴収するものであり、地方公共団体の事務について条例で徴収することになってござい
ます。ですから、西牟婁郡、日高郡、近隣市町村に合わせて、原価計算をいたしますと、もっと大
きな金額になるわけなんですけれども、ここは均衡をとって200円としてはというふうに考えてご
ざいます。

6ページには狂犬病から始まりまして、犬の登録手数料、注射済み、それから再交付、鳥獣飼養
許可、ここらまでは同じでございまして、一番下の公簿、公文書等の閲覧、ここが200円と150円
の差になっております。これをこの際、負担の原則に基づいて200円のご負担をお願いしたいとい
う案でございます。

7ページにつきましては、協議第24号 環境衛生関係事業の取り扱いについて。

環境衛生関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

ということで、環境衛生関係事業の取り扱いについて。

生ゴミ処理機購入費補助金については合併時に要項を統一し、補助を実施する。

粗大ゴミ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。

南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。資源物、資源ごみの拠点回収は合併時に統一し継続して実施する。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施をする。

ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討するという案で出させていただきます。

8 ページには、生ごみ処理機の購入費の補助金でございます。これは新町で補助をしていこうということでございます。この考え方ですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございまして、その2条の3で国民の義務ということで、廃棄物の排出を抑制し、生じた廃棄物をなるべくみずから処分すること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないというふうになってございます。そこで、各家庭で排出されるごみを排出段階で削減すること。とりわけ、各家庭で最も身近な生ごみについて減量化を図っていく必要があると考えまして、新町においても南部川村の制度を導入して実施をする必要があるのでないかということで、今回こういう調整にさせていただきます。ちなみに、南部川村では、今すでに400台ぐらい設置をされておると聞いております。

9 ページにつきましては、粗大ごみの特別収集でございます。これにつきましては、袋に入らない粗大ごみとか等でございます。合併時に新町として直接自宅まで何う粗大ごみ収集を実施する。これは、今現在南部町が実施をしておりますけれども、それを新町で拡大して実施しようというものでございます。

それから、南部川村で行っております粗大ごみの拠点回収、これにつきましても、継続して実施をしたいという案でございます。

10ページにつきましては、資源物の収集で、資源物の拠点回収は合併時に統一して実施をしたいということで、回収品目については2種2品目、ペットボトルと紙パックとする。回収場所はスーパーとの店頭回収及び公共施設を利用する。保管場所は既存の施設とする。処理は地元業者へ引き渡す。収集は直営で行っているところは現行どおりとするが、将来的には委託としてはという案で提案させていただきます。

11ページでは、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分でございます。右側の具体的な調整内容でございますけれども、収集回数については合併後に統一する。南部川村地域の可燃ごみ収集については、週2回制への導入については、合併後調整検討するという事で、燃えるごみは南部川村は週1回、南部町は週2回となっております。これにつきましては、合併後調整をしたという案です。資源ごみは月2回、瓶類・埋め立てごみも月2回、ただし段ボール、新聞・雑誌については、現行どおりということで、最近始めてございます。それを現行どおりやっという事です。

それとごみの分別徹底を図るため、新町において指定袋の導入を検討したいという案で出させて

いただいております。

それから、めくっていただきまして12ページ。

ここでは、上水道・簡易水道関係でございます。協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取り扱いについて。

上水道・簡易水道関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

上水道・簡易水道関係事業取り扱いについて。

水道条例については、上水道と簡易水道を一本化した条例とする。

水道使用料については、当面の間現行どおりとし、合併以後新町において調整する。

水道事業におけるメーター使用料、加入分担金、宅造分担金については合併時に統一する。

水道の新規加入については、給水区域、配水管の状況等を踏まえ、合理的な方法をとる。以上の4つを調整案として出させていただきます。

13ページで右側に具体的な調整内容というところですが、上水道と簡易水道の違いはあるが、利用する住民にとっては同じ水道であり料金の不公平感がないよう調整することが必要であるということで、当面現行どおりとしますけれども、将来にわたってはそろえてはどうかという案で出させていただきます。

この表では現在の状況、各町村の違いを載せてございます。ちなみにこれの計算式でいきますと、31立米を使われた家庭では、南部町と南部川村は同じ料金となっております。31立米を超えますと南部川村の方が1立米当たり10円ずつ高くなって、少なくなると町の方が10円ずつ安くなるという状況となっております。14ページには、分担金の状況等を載せてございます。

続きまして、15ページで協議第26号 下水道集落排水関係事業の取り扱いについて。

下水道・集落排水関係事業の取扱いについて提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

下水道・集落排水関係事業の取扱いについて。

農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。

農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併以後3年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施をするということで、16ページには集落排水の状況をつけております。

具体的な調整内容は右端でございますけれども、農業集落排水未加入者の新規接続の費用の負担金については合併時に統一する。

調整が必要な事項としては、真空方式と自然流下式の違いによる費用負担の差などがございませけれども、これらについても調整をしたいという案です。

それから、使用料については現行どおりとして、合併以後3年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

現行の料金体系は少子化に対する対応性がなく、新町において、将来的には集落排水・公共下水

道とも水道使用水量を基礎とする料金体系への統一を検討する必要があると思われると参考に書いてございます。

17ページでは合併処理浄化槽でございます。合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施をするということで、補助対象区域は行政区域全体を補助対象区域とする。ただし、農業集落排水事業、公共下水道事業実施区域は除く。

補助対象者は50人以下の浄化槽を設置するものであって、住宅、併用住宅とする。ただし、市長が定めたものについてはこの限りではない。

補助金は国の基準額において統一をするということで、両町村、その表にありますように変わりはございません。金額についても同じでございます。

以上が、今回提案をさせていただきます使用料、手数料、それから環境衛生関係、上下水道関係の説明でございます。

以上で説明を終わります。

井上議長 はい、ありがとうございました。事務局から説明がありましたように、提案されました協議項目は、役場が行っている事務事業の細部にわたるものです。当協議会においては、南部町と南部川村の合併に向けて事務担当部門が調整していく方向づけとして協議確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

協議事項については提案があって、次回の協議会で協議・確認の手順となっておりますが、ただいまの説明についてのご意見、ご質問があればお伺いをします。どうぞ。

はい、どうぞ。

E委員 何もかも合併したらやっぱり高くなるようなんでね、この前から協議しておると。手数料は南部町が200円で南部川村は150円ですが、せめてこれぐらい3年間は150円でいくと。いわゆる移行措置、経過措置というものですが、そういうことを考えてみてはいかがでしょうか。

井上議長 ほかにご意見ございませんか。ご質問があればどうぞ。

はい、どうぞ。

I委員 又、私が言うと、E委員に逆らうようでございますけれども、合併ということはすべてお互いに良いところも悪いところも足して、篠山市のように、サービスは高く、負担は低くじゃなしに、山崎副会長が言われたように、サービスは低く負担は高くというようなくらいを、両町村民が理解を持ってもらわないと。

そんなに甘いようなことばかりだと、又、南部川村が3年やったら、南部町も今度これやというようになると、やっぱりお互いに歩み寄った合併に移行しないと、また問題が出てくるんじゃないかということで、私、これでいいと思いますけれども。もちろん、新町ですよ。

井上議長 はい、ほかに何かご意見ございませんか。

山崎副会長 今回の考え方というのは、使用料・手数料の問題だけじゃなしに、例えば介護保険料でも、現状から言ったら南部川村の方が安いんですね。これを南部町の方に合わすのかというと、そんなばかな話はないですね。それから南部川村の方に合わせたとしたら、その財源はどうするんですかということになりますから。

だから、合併すれば町長も1人になって、収入役も助役も教育長も1人になるんやと。職員も減るだろうから、あるいはそういうことで経費が節約できて、それでできた部分をどこへ入れるかという介護保険のところへ入れるのか、そういうところの方が大事かもわかりません。

だから、今の使用料の関係は1つの例として挙げられたんで、使用料にこだわってないと思うんです。だから、できるだけ低い方がよい。ただ、幸いなことは水道料金なんかは南部町は上水道で南部川村は簡易水道なんで、この農林水産省の事業で、村長さんのお知恵で非常に安くあげられた点もありますけれども、南部が幸い一番県下で低い方なんですね。だから、これは両方一緒にしてもほとんど変わらない。ただ、ちょっと制度が違うのでその辺をどうするかというのがありますけれども、だからE委員さんの質問は使用料だけを低い方にしたらどうかということじゃなしに、余ったお金をどこで、例えば、福祉の面で非常に重点的に下げていくのか。使用料の例というのは、事務局が提案しているのは200円はもう常識ですよ。150円が安すぎるんですよということを前提においての話なんですね。だから、全国的に150円のところなんてもうほとんどありませんというような実態なので。

それで私は、南部町に合わせると使うなよと。そうでないと、誤解を受ける。南部川村の住民の皆さんは、南部町と一緒にしたら高くなる、高くなると言われるけど、そうじゃないんです。

だから、今度は安くする部分を何にするかということ、やっぱり新しく出た介護保険料などは、安い方へどうしても合わさないと、私はおかしいと思う。

ただ、介護保険料はご存知のように、それを利用する人の多いと介護保険料が高くなるという物理的な現象があるんで、だから確かに必然的にそうですし、国民健康保険もそうですね。国民健康保険なんかは、あくまでも不均一課税でいきませんとね、南部川村の人が非常に不利になる。これね、南部川村に合わすといたら物すごく安くはなるんですが、今年、特に南部川村さんは安いんですね。今までの積立金を入れるから安いんですが、だから、そういうことの調整をどう取っていくかという、どうしても不均一課税でやっていく必要な部分がある。

例えば なんかもそうでしょう。いろいろ税金の面でもそれが出てくると思います。だから、国民健康保険の例でも南部川村に合わせるとか南部町に合わせるとか言たって、単純なものはだめです。南部町に合わせたら南部川村が高くなります。南部川村は資産割が非常に多いですからね。だから、村独特の1つの特色を生かした課税方式は、これは3年なら3年残していくと。その間に徐々に変えていくというような方策をとらなかつたらだめなんです。

だから意見が対立しているんじゃないし、E委員さんがおっしゃったのは、高くなる部分ばかりの印象ではない。そういうものを私は合併が実現して財政計画が出てきたら、介護保険は安い方へ

持っていこうと。そういうことが必ずやっぱりできるはずだと。

それと合わせて、何と何を不均一課税でやっていくか。税のうちでも先ほど言ったように、国民健康保険税とですね、あるいは固定資産税なんかは評価の仕方が違うんですね。これを無理にやりますと、南部川村の固定資産税は非常に高くなるんですよ。そこらは、そうならないように不均一課税でもっていく。

しかし、住民税なんかはそんなこと起こりませんよね。そんな例は随分あるんです。だから、事務局長が説明している中で、そうしますというのと、調整しますというのと、調整しますというのは、不均一課税でというような形でもっていきますという表現を使っておるわけじゃないんで。と、いいですか、いつまでもやれるわけじゃないんですね。3年なら3年以内に是正をしていくという方法がありますから。決して私は150円にしたら良いとかどうかという議論じゃなしに、全体を見て何と何を低い方にもってきて、何を高い方じゃないですね、常識的な線にもっていかと、こういう判断をしていただいたらいいんじゃないかと思います。

井上議長 ほかに何かご意見がございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、協議事項については、委員の皆さん方でそれぞれ検討していただき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして、協議事項の提案及び審議を終わりたいと思いますが、特に委員の皆さん方で何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

G委員 新町の専門委員の皆様方には大変お世話をいただいて、特に、委員長の立田さんは大変だったと思います。それで、ようやく「みなべ町」という平仮名の名前ができました。

それで今までに決まった庁舎の位置とか、あるいは議員定数とかいうものがもう決まっておるわけですが、ただ、我々がここで決めておかなければならないというのは、もう合併の期日だと思うんです。マスコミなんかにおいては、10月の合併を目標にと。我々もそういうような形で今まで来たんですけれども、もう合併協議会も約半年たっておるわけですし、もう今日ぐらいに決めたら良いかと思います。協議会の会長南部川村長も冒頭のあいさつで申し上げておったように思いますので、どうかひとつ期日をもう今日、決めて欲しいと思います。私はそういう意見です。

井上議長 ただいまG委員より協議第2号 合併の期日についての提案がございました。

お諮りします。日程に協議第2号の1、合併の期日についてを追加してよろしいでしょうか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。

それでは、協議第2号の1、合併の期日についてを議題といたします。事務局より説明をしていただきます。

事務局 今、皆様方のお手元に配付をさせていただいた分の説明をさせていただきます。

協議第2号の1、合併の期日について。

合併の期日について、継続して提出する。

平成15年5月15日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

合併の期日について。

合併の期日は平成16年10月1日とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

井上議長 ただいま、事務局から説明をいたしました協議第2号の1、合併の期日について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

何かご意見がありませんか。はい、どうぞ。

H委員 提案に異論があるというのではないんですが、そういうふうにしますと、今次回でも結構ですから、10月1日というふうに想定すると、どういう段取りで進めていかなければならないのかというような、そういうあらましのスケジュール的なものを、ぜひ、明らかにしていただきたいとこういうふうに思います。

井上議長 はい、ほかに何かご意見がございませんか。よろしゅうございますか。はい、特にほかにご意見もないようですので、協議第2号の1、合併の期日については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。

ありがとうございます。協議第2号の1、合併の期日については、原案のとおり承認をされました。

ほかに、特に委員の皆さん方何かございませんでしょうか。

山崎副会長 今、H委員さんからご質問ありました件、今すぐに言えたらいいんですが、大体素案ができていると思うんですが、次の協議会のために、前から言ってますので、作業日程を皆さんに全部文書で、なにをしまければならないかというのは完全にわかっておりますので、それを次の機会に局長さん、出していただきたい。

小谷事務局長 はい。

井上議長 資料として添付をするということですね。

はい、ありがとうございます。

ほかに特に委員の皆さん方、何かございませんでしょうか。

なければ、続きまして の確認事項について、事務局から説明をお願いいたします。

小谷事務局長 それでは、先ほどの会議資料の続き、18ページでございますけれども、次回の協議会の開催についてご相談申し上げたいと思います。

この表でいきますと第5回、これは本日の会議でございます。続きまして、15年6月これは休会としたいと思っております。第6回平成15年7月中旬ということで、日にちは確定しておりませんので、確定し次第皆様方にお知らせしたいと思います。なお、時間につきましては、同じように1時半から、場所につきましては第6回は南部町役場3階の大会議室で行いたいと思っております。

それから、第7回は15年の8月、これはこの場所、南部川村保健福祉センターで行いたいと思っております。第6回につきましては、今回提案をいたしました、すみません、これは3件となっておりますけれども、4件でございます。4件の協定項目とまちづくり計画について協議をしていただく予定としておりますので、日にちが決まりましたら皆様方にご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

井上議長 はい、ありがとうございました。

本日予定をされておりました議事につきましては、終了いたしました。委員の皆さん方におかれましては、本日ご多忙にもかかわらずご出席をいただきました、また会議の運営にご協力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

では、閉会に当たりまして、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からごあいさつを申し上げます。

山崎副会長 ごあいさつを申し上げます。きょうはまた非常に盛りだくさんなことでありまして、先ほど言っていたいただきましたけれども、私も参加させていただいたんですが、町名の点につきまして、委員長さんは大変なご苦労、それから委員の皆さん方も大変ご熱心に、我々が委員長にお願いをいたしましたのは、報告がやっぱり3時間、4時間かかって本当に練りに練りましたよと、そういう雰囲気はどうぞお伝えいただきたいということを申しました。すばらしい委員長報告をいただいたわけでありまして、これで村長さんの言葉を借りたら、大きな峠を越えたなとこういうことであります。

しかし、これからがまた、新町計画でひとつの正念場を迎えるというふうに思いますので、6月は当地域にとって、大変大事な梅の収穫期、まさに農繁期でありますので休むというのではなし

に、やむを得ず7月にということにあいなりますけれども、そのときにはまたよろしくひとつお願いをいたしまして、いよいよ新町計画をつくって、ひとつの将来のまちの姿が、そういうことおぼろげながらであるけれども、想像できるというような会議自体はなりますようお願いをいたしたいと思いますので、皆さん方に勉強してくれという意味ではございませんが、先ほど申しましたように、よくよく吟味していただきまして、貴重なご意見を賜りたいというふうに思います。

本日は本当に長時間ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。これにて、閉会します。

午後4時15分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員